

労働安全衛生法「職場の受動喫煙防止」の概要

第六十八条の二 受動喫煙の防止（2014/6/25 公布、2015/6/1 施行）

事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するため、当該作業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第七十一条第一項 国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、…受動喫煙の防止のための設備の設置の促進…その他の必要な援助に努めるものとする。

附則第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、改正後の法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

厚生労働省 労働基準局安全衛生部長 通知（平成27年5月15日付け基安発0515第1号）

「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」 http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudouki_junkyoku/0000085286.pdf

1 経営幹部、管理者及び労働者の役割・意識

…経営幹部は、衛生委員会、安全衛生委員会等の場を通じて、労働者の受動喫煙防止対策についての意識・意見を十分に把握し、事業者及び事業場の実情を把握した上で、各々の事業場における適切な措置を決定するよう努めることが望ましい。…

2 妊婦、未成年等への配慮

妊娠している労働者、呼吸器・循環器等に疾患を持つ労働者及び未成年者である労働者については、受動喫煙による健康への影響を一層受けやすい懸念があることから、事業者及び労働者は、これらの者への受動喫煙を防止するため格別の配慮を行うこと。（⇒これを活用・援用して職場の全面禁煙化を働きかけることが有効かも）

3 受動喫煙防止対策の組織的な進め方

職場における受動喫煙防止対策の実施にあたり、事業者及び事業場の実情に応じて、次のような取組を行い、組織的に進めることが効果的である。

(1) 推進計画の策定 (2) 受動喫煙防止対策の担当部署等の指定

4 受動喫煙の防止のための措置

(1) 施設・設備（ハード面の対策） (2) 職場の空気環境
(3) その他 ① 受動喫煙に関する教育等 ② 情報の収集、提供等

5 健康増進法との関係

労働安全衛生法の適用を受ける事業場が、多数の者が利用する空間を兼ねている場合は、施設管理者が施設を利用する者の受動喫煙防止対策に努めなければならないことを規定する健康増進法の適用を受けることとなるので、留意すること。

※公務職場（国・地方）、国会、裁判所は労安法の適用外。ただし同趣旨の規定を作ることになっている。独立行政法人には適用される。

※受動喫煙の危害を現実に被っている職場にあっては、被らないよう抜本的な措置を講ずるよう、都道府県の労働局・労働基準監督署に相談し、指導要請するのが良いです。